

計 算 書 類 の 注 記 事 項

(自) 平成 28 年 4 月 1 日 (至) 平成 29 年 3 月 31 日

社会福祉法人 桔梗会

1 重要な会計方針

(1) 会計単位及び経理区分の設定方針

当法人は、当法人が実施している事業についての財務状態、事業活動の成果及び収支状況を報告するため、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算所を作成しております。

(2) 退職給与引当金の計上基準

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、退職時に負担することとなる県共済会より計算された退職給与引当金額を計上しております。

(3) 減価償却費の計上基準

当法人の減価償却費の計上は、定額法によっております。

無形固定資産については残存価額 0 円

有形固定資産については備忘価額 1 円

* 平成 26 年度の経理規定の改定に伴い減価償却費を計上致しました。

(4) 国庫補助金等に関する会計処理方法

当法人は、社会福祉法人会計基準第 33 条の規定にしたがって、施設・設備の整備のための国庫補助金等については、その交付決定があった会計年度において収入計上し、これを国庫補助金等特別積立金として該当年度において貸借対照表純資産の部に一旦計上し、社会福祉法人会計基準第 33 条に規定にしたがって、原則として、当該補助金の支出対象の効果の発現する期間にわたって、減価償却の期間費用計上に対応して当該国庫補助金等特別積立金を取り崩し、事業活動収入に計上することとしております。